

知的障がい者の抱える諸問題と明日へ繋がる政策を考える会 議事録

【日 時】平成30年10月23日（火）15時00分～16時30分

【場 所】衆議院第二議員会館 地下1階 第1会議室

【出席者】別紙・出席者名簿参照

【議事録】以下、敬称略

○参議院議員 三原じゅん子

知的障がい者の抱える諸問題と明日へ繋がる政策を考える会、第二回勉強会を始めさせていただきます。

まずはじめに、顧問であります高村正彦先生から一言ご挨拶をお願いしてよろしいでしょうか？お願いいたします。

○顧問 高村正彦

皆様お疲れ様であります。

知的障がい者の問題についての会議であります。こういう問題考えるのに一番大切なことは、「現実」をよく見ることだと思います。現実的に知的障がい者の方自身にとってどうすれば一番幸せになれるのか、あるいはその周りの方にとってどうすれば一番良いのか、そういったことをしっかり考えていくことが必要だと思います。

この勉強会にも、こういう問題に見識のある国会議員は揃っています。そして、同時に、この問題の現実の問題をしっかり見ている方たち、足高さんをはじめみなさんが参加しておられる。

つまり、どうしたら一番良いのかと、そのことを「現実」を踏まえて考えていける素地がある。このことが、今回の勉強会の強みであると思っております。

しっかりと皆で勉強して…「しっかり勉強して」って言うても私はすぐに消えてしまうのですが…どうかよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございます。

続きまして、同じく顧問の相沢英之先生から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○相沢英之

相沢です。

半年前ほどに、ホテルのロビーで滑りましてね、大腿骨折をして半年ほど入院

をしており、車椅子で移動しておりましたので肢体不自由爺さんになります。丁度来年で満 100 歳になります。(拍手)

私は、鳥取県にある社会福祉法人あすなろ会と言う約 1000 人ほど職員をかかえている施設の長をやらせていただいております。その中で、日々様々な問題にあたっています。

障害者を巡る問題は非常に難しい問題ばかりです。非常に難しい問題に対しどのように解決するかと言えば、気持ちをしっかりとをもって努力するしか方法はないと考えています。

これからも、あと何年かわかりませんが、お役に立てるような気持ちをもって努力をしたいと思います。よろしく願いいたします。

○参議院議員 三原じゅん子

相沢先生、ありがとうございました。

高村先生は公務のためにご退席となります。ありがとうございました。

(高村先生が相沢先生・木村先生と握手をした後に退席)

○足高慶宣

高村先生、ありがとうございました。

○参議院議員 三原じゅん子

続きまして、障がい者福祉研究所の足高慶宣所長から一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○足高慶宣

ありがとうございます。

本当に高村先生はじめとする諸先生方にお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。また、役所の方からも本当に望外に集まっていたきまして、非常に嬉しく思っています。

でね、なんやかんやいうても一番嬉しいのは、九州から北海道の旭川まで、全国の皆さん集まっていたいて、障がい者問題を考えようという姿勢でこの勉強会を開催できたことが非常に嬉しい思いであります。

前回やりました時に、後で参加者の方から言われました。議員の先生に直接話ができる、困りごとの話ができる、それを議員の先生が厚労省の役員さんに直接質問してくれる、こんな機会今までなかったと。

私が、涙を流されてその発言をされた方に、「色々な施設協会とか育成会とか話を聞いてくれる団体があるでしょう？」と言う話をしたら、「そんなんとても

…」と言うお返事でした。この話を聞いて、私は今後この会をどんどん継続しながら続けていきたいと、本当に強く思いました。

そもそも、障害者に関する障害者三法は、確か昭和33年に作られたものだと思います。その法案を書かれた新津さんと言う担当課長が、「その頃の日本貧しかった。緊急避難的にとりあえず障害者を助ける道を作った。」と言うてられました。それがずっと現在まで変わらずに來ているんですね。

だから、体系的に本当に考えているんやろうか。例えばの話、この間まで、知的障がい者の数は約50万人とされていましたが、それから次に約70万人まで増え、今見ていると約100万人にまで増えています。でも、国際基準で当たり前の様に計算すると280万人となる。数字のトリックのように、何故これだけの違いが出ているのか。

前回も申し上げましたが、日本では「障害者」という言葉の定義さえまともがない。それなのに、スウェーデンモデルはどうだこうだ、あるいは、障がい者を社会皆で支え合うという議論があります。しかし、それよりも第一に、日本の「障害者」の枠からこぼれている人、この人たちの行き場がないんです。

行き場がないから、結局どうなっているのか。この社会の中で、本当にブラックビジネス、闇ビジネス、貧困者ビジネス、そういったものの食べ物になっている方々がどれほど多いか。

よく言われているでしょ？刑務所の中に入っている人間で、触法障がい者が半数位いるのではないの？と。だって、日々の生活で食べて行けないから、コンビニに行って食パンアンパンを盗って、二度三度逮捕されたら犯罪者ですよ。あるいは、いわゆる風俗ビジネスに入っている女の子の半分近くは何らかの障害者ではないの？と。これもよく言われています。

こういったことにならんうちに、国家として過剰な話をする気は全然無いですが、「支える。救う。セーフティネット。」と言うものを、280万人マイナス100万人の残り180万人にも最低限の(セーフティ)ネットを被せる必要があるんちゃうかと考えています。

私、今日顧問としてご出席いただいた相沢先生とも仲良くさせてもうてます。それから、今年亡くなられた長岡(實、元大蔵事務次官)先生にも、大変お世話になった。そういう立場から言っ、国から過剰なお金を配分してもらおうとは全然思っ、ない。それよりもっと使い方に合理性を導入して、最低限今の段階で出来る事をしなければならない。

知的障がい者の場合、一般的には親が先に死にます。親が死んだ後の障がい者をどうするか。野垂れ死にさせるのか？それとも、手厚くはなくても、最低限に生きていける施策を実施するのか？

まずは、最低限生きていける施策でいいやないですか。出来る事からやる。

その為に、我々社会福祉法人も、経済合理性を取り入れ、自由競争の中で一生懸命経費を削減し、出来る限りのサービスの提供しあう様な形にするべきだと。強く強く思っています。

国に対して、手当を厚くしろなんて毛頭思っていない。逆にどこまでミニマムとして行ふべきかの基準や原理原則を国の方できちっと決めていただきたい。

そして、最低限以上の手厚いサービスは民間の活力導入でよいと思う。老人の特別養護老人ホームもあれば、成城のサクラビアのような高級有料老人ホームもあるわけで、それは各人のニーズに合わせてやっていく。

ただ、こぼれる人間がいないようにする。施設には入所できないから、どこ行くのか。道端で倒れる？それとも触法で刑務所に入る？しかないのか。こういったことを避ける方法を考えていただきたい。

この勉強会の場では、綺麗ごとの話ではなくて「現実的な話」を論議していただきたいと思っています。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございました。

足高慶宣所長からお話しいただきました。

それでは、今日出席されている国会議員の先生方に、自己紹介をしていただきたいと思います。

○衆議院議員 田野瀬太道

奈良県3区選出の衆議院議員の田野瀬でございます。

足高さんとは選挙区が一緒という事で色々とお世話になっております。

宜しく申し上げます。本日は誠にありがとうございます。

○衆議院議員 田中和徳

神奈川県川崎市の衆議院議員の田中和徳でございます。

日本一人口の増加する、ずっと増加の続く地域でございますので、色々な障害者のご関係の方々の課題も多いところでございます。

皆様と一緒に勉強していきたいと思っております。宜しく願いいたします。

○衆議院議員 浜田靖一

千葉12区衆議院議員の浜田靖一でございます。

何時も皆様にはこういう風にお集まりいただきましてありがとうございます。

今後とも宜しく願いいたします。ありがとうございました。

○参議院議員 木村義雄

参議院の比例全国区の木村義雄でございます。

平成18年に障害者自立支援法が出来た時に、利用料自己負担額の件で障害者の皆様が大変心配されました。そこで、自民党の中で障害者専門の委員会を作ったらどうかと私が提案したら、「言い出しっぺのお前が委員長をやれ」ということになり、私が自由民主党の障害者福祉委員会の初代の委員長を務めさせていただきました。

これからも皆様と一緒にあって、障がい者問題を真剣に考えて取り組んでまいりたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○衆議院議員 平沢勝栄

東京17区葛飾区江戸川区選出の衆議院議員の平沢勝栄でございます。

足高さんにはいつも大変お世話になっておりまして、ありがとうございます。

今日は私の地元からも「NPOめぐみの」さんが御出席されています。

法人の住所は葛飾区新宿（しんじゅく）と書いてありますが、読みは新宿（しんじゅく）じゃありません。新宿（にいじゅく）でありまして地元の人かどうかっていうのがすぐわかる。これを「しんじゅく」と読むか「にいじゅく」と読むかでわかるわけで…どうぞよろしく願いいたします。

○衆議院議員 神山佐市

埼玉7区の衆議院議員の神山佐市でございます。よろしく願いいたします。

○衆議院議員 八木哲也

愛知11区の豊田市・みよし市から出させていただいております、八木哲也でございます。

私の地元でも特別支援学校の人数オーバーという非常に大きな問題を抱えております。しっかりと問題に取り組んでいきますので、宜しく願いいたします。

○参議院議員 今井絵理子

全国比例で当選させていただきました、参議院議員の今井絵理子と申します。

私の息子は今中学校2年生なのですが、耳が聞こえないという聴覚障害を持っています。知的障害とは障害種別は別ですが、でも親亡き後の事っていうのはものすごく私自身にも考え深いものでございます。

皆様と一緒に、将来のあるお子さんたちが安心して住めるような社会づくりを頑張ってまいりたいと思います。いろいろ学ばせて下さい、よろしく願いいたします。

○衆議院議員 西田昭二

皆様、ご苦労さまでございます。衆議院議員石川3区の西田昭二と申します。

私の住んでいるところは能登半島、本当に過疎地域でございます。障害者の方々が抱える大きな問題は過疎地域も同じでございます。

しっかりと皆様方のご支援をしてみたいと思いますので、宜しくお願いいたします。ありがとうございます。

○衆議院議員 笹川博義

皆さんこんにちは、衆議院議員の笹川博義でございます。

選挙区は群馬県の第3区でございます。夏は40度を超す非常に暑いところです。いずれにしても前に進みたいと思います。今後とも宜しくお願いいたします。ありがとうございます。

○衆議院議員 富岡勉

カステラちゃんぽん…長崎の衆議院議員の富岡でございます。

明日、厚生労働委員長に改名することになっております。これまでも障害者政策として難病対策に取り組んでまいりましたけれども、今日は知的障がい者のみなさまに特攻してこの場を設けていただきまして、木村先生はじめみなさん本当にありがとうございます。頑張っていきましょう。

○衆議院議員 牧原秀樹

埼玉5区の牧原秀樹でございます。

今月初めまで厚生労働副大臣をしておりました。

私も甥っ子が重度の知的障がい者がございまして、同じ誕生日に生まれたときは大変喜んだものでしたけれども、その後は弟の家族の悩みを私も共有してまいりました。

木村義雄先生を先頭に専門家の先生も沢山いらっしゃいますので、甥の為に皆さんと一緒に良い政策をと思っております。よろしくお願ひします。

○参議院議員 島村大

参議院神奈川選挙区の島村大と申します。

私は、明日の午前中までは厚生労働委員会の委員長ですが、今回で交代となります。しかし、是非ですね、障がい者の皆様と一緒に、地元相模原でのやまゆり園の問題もございましたが、障がい者の皆様のご意見をしっかりと聞かせていただき、日本の障害者の皆様方の共生社会を一日でも早く実現させて行きたい

ので宜しくお願いします。ありがとうございます。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございます。

最後になりましたが、神奈川県選挙区の参議院議員三原じゅん子と申します。

神奈川県は（相模原事件等）色々なことがあったところでございますし、今日も私の地元であります横浜市中区からも法人の方に来ていただいております。

これからしっかりと皆様と心をつなげて前へ進んで行きたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは引き続き、今日こちらにお越しいただいた各省庁の皆様方にも、前ふりと言う形になりますが自己紹介をしていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○財務省 関口裕司（財務省 主計局 厚生労働係 主計官）

財務省で主計官をしております関口裕司と申します。

本日はよろしくお願いいたします。

○厚生労働省 橋本泰宏（厚労省 健康保健福祉部 障害福祉部長）

厚生労働省の障害保健福祉部の橋本泰宏でございます。

よろしくお願い致します。

○厚生労働省 内山博之（厚労省 健康保健福祉部 企画課長）

同じく障害保健福祉部の企画課長の内山でございます。

今日は皆様のご意見ご要望をしっかりと聞かせていただきます。

宜しくお願いいたします。

○厚生労働省 源河真規子（厚労省 健康保健福祉部 障害福祉課長）

同じく障害保健福祉部で障害福祉課長をしております源河と申します。

今日はどうぞよろしくお願い致します。

○厚生労働省 山口正行（厚労省 障害保健福祉部 障害児発達障害者支援室長）

同じく障害福祉課で障害児の担当をしております山口と申します。

どうぞよろしくお願い致します。

○警察庁 中山仁（警察庁 刑事局 刑事企画課 刑事指導室長）

警察庁の刑事局の刑事指導室長をしております中山と申します。

今日はどうぞ宜しくお願いいたします。

- 警察庁 渡邊一郎（警察庁 長官官房 給与厚生課 課長補佐）
警察庁の長官官房給与厚生課の渡邊と申します。
今日は宜しくお願いいたします。
- 警察庁 中林正範（警察庁 生活安全局 生活安全企画課 課長補佐）
同じく警察庁の生活安全企画課、課長補佐をしております中林と申します。
宜しくお願いいたします。
- 文部科学省 三好圭
（文科省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長）
文科省の総合教育政策局の三好と申します。
10月16日に新しくできた局で担当課長をしております。
宜しくお願いいたします。
- 文部科学省 柿澤久美子（文科省 初等中等教育局 特別支援教育課 専門官）
同じく文部科学省の初等中等教育特別支援教育課の柿澤と申します。
宜しくお願いいたします。
- 法務省 関口新太郎（法務省 秘書課 企画再犯防止室長）
法務省大臣官房秘書課の関口と申します。
法務省における再び罪を犯す、再犯の防止に関する施策全般の総合調査を担当しております。宜しくお願いいたします。
- 法務省 是木誠（法務省 刑事局 官房参事官）
法務省の刑事担当をしております是木と申します。
宜しくお願いいたします。
- 法務省 中川忠昭（法務省 矯正局 成人矯正課長）
法務省矯正局の成人矯正課長の中川と申します。宜しくお願いいたします。
- 法務省 大場玲子（法務省 保護局 観察課長）
法務省法務局の観察課長の大場でございます。宜しくお願いいたします。
- 参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございました。

それではですね、前回課題の確認と厚労省への調査状況の確認、このことについてこの会の代表であります参議院議員の木村義雄先生にお願いをしたいと申します。

それでは、まずは厚労省の方から報告と言うことでよろしいでしょうか？
ではまずそちらの方宜しく願います。

○厚生労働省 内山博之（厚労省 健康保健福祉部 企画課長）

それでは、ペーパー（第1回勉強会にて明らかにされた制度的課題・意見）に基づいて一から順にコメントさせていただきます。

【課題1について】

1番目の「知的障がい者の数」ですが、先ほど足高理事長からも直近のしづらさ調査（※「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」厚労省）に基づく知的障がい者の数の数字108万人、というご紹介がございました。この108万人のうち、障害福祉サービスを受けられている方は38万8千人ほどいらっしゃるという風に我々はとらえております。

そういう意味で障害福祉サービスを担当する厚労省の障害保健福祉部としては、適切な福祉サービスを適切な方・必要な方が受けられるということが大切だと思っております。今、福祉サービスを受けられている知的障がい者、子供の方も含めて38万8千人ですが、引き続き適切な福祉サービスが必要な方に提供されるように努めて行きたいと思っております。

【課題2について】

2番目の「障害者の高齢化長寿化に伴う親亡き後の障害者の生活保障の問題」ですが、障害者の皆さんの高齢化、それから長寿化、合わせて重度化が進んでいることは私どもとしても大きな課題だと思っております。

この高齢化、長寿化、重度化の課題に対しましては、この平成30年4月に障害福祉サービスの報酬改定をさせていただきましたけれども、報酬改定においても解決すべき大きな課題ととらえております。前回の勉強会でもご紹介させていただきましたが、重度の障害者の方の支援を可能とするグループホームの新たな類型を創設したり、あるいはご自宅暮らし、おひとり暮らしの障害者の方を支える自立生活援助と言った新しいサービスを作ったりしております。

また、施設入所につきましても例えば、重度化をしている方が多いということになっていきますので、夜勤職員配置加算の見直し、すなわち夜勤職員を多く配置した場合には報酬でも評価するといったこと、あるいは医療的なケアが必要な入所者の方のために看護職員等を配置した場合には報酬で評価することになっております。

障害者の高齢化重度化の課題は大きな課題とっておりますので、今後も引き続き対応に努めてまいりたいとっております。

【課題3について】

3番目の「寄付金の問題」であります。障害者支援施設の運営における指定基準におきまして、正当な理由なくサービス提供を拒否することを禁止しております。さらに合わせて社会福祉法人の運営基準におきましても、通知の中で、例えば「施設利用者または利用者の家族等に寄付金を強要しこれを不正に使用するなどの事案が生じないように」に指導させていただいております。こうした点については、引き続き指導させていただければと思っております。

【課題4について】

4番目の「国、都道府県、市町村における政策」であります。ご案内のように障害福祉サービスや障害福祉施策を推進するにあたっては、それぞれ都道府県、市町村で障害福祉計画と言うものを作っております。

その障害福祉計画につきましては3年ごとに見直しをすることになっており、今回、平成30年4月から第5期の障害福祉計画がスタートしております。この第5期の障害福祉計画を作成するにあたりましては、各々の自治体で障害者の方、ご家族の方のニーズを把握して作成していると考えております。

国としましては、例えばグループホームなどの施設の設置、建設につきましては、国庫補助を出しておりますので、そうした自治体の計画に基づいて、施設の整備の補助の申請が上がってきた場合にはそれをしっかりと、予算の限りではございますけれども応援をさせていただければと思っております。

【課題5について】

5番目の「障害基礎年金の問題」でございますが、労働に従事している方につきましては、療養状況、就労状況を考慮して日常生活能力を判断したうえで基礎年金の支給を判断しておりますので、労働が出来るという障害基礎年金を一律に支給しないという運用にはなっていないというところでございます。

○文部科学省 柿澤久美子（文科省 初等中等教育局 特別支援教育課 専門官）
失礼いたします。

【課題6について】

6番目の課題については、文部科学省としては本日初めて出席させていただきましたが、特別支援学校の教室不足については以前から全国的に課題となっております。

特別支援教育を必要とする子供たちが年々増加していくこともありまして、特に知的障害のお子さんにつきましては、特別支援学校の教室が不足しております。

特別支援学校の設置につきましては、設置主体が各自治体にございまして、各自治体で設置の是非や受け入れの人数、設置の場所などを判断をいただいていると思います。

また通学につきましてもスクールバスなどの整備をいただいているかと思いますがけれども、地方特有の問題があるところらに書かれております。国としてもこちらの問題について勉強していきたいと思います。この会を通して皆様のご意見をいただけるかと思ひます。どうぞ宜しくお願ひいたします。

○厚生労働省 源河真規子（厚生省 健康保健福祉部 障害福祉課長）

7番目と8番目の課題について、私の方からお答えさせていただきます。

前回の会合では大変貴重なご意見をいただきありがとうございます。

【課題7について】

7番目の課題として、「就労継続B型において人工透析を受けている方が特例処置の対象外になっているのではないか」とご指摘いただきました。

この貴重なご意見をいただきましたので、これを踏まえましてQ&Aの形で事務連絡を7月30日に自治体宛てに出させていただきます。

Q&Aの形式をとっておりますが、回答を読み上げてさせていただきますと、「人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者が就労継続支援B型を利用している又はする場合についても、事業所の努力では利用者の利用日数を増やすことは困難であると考えられるため、就労継続支援B型サービス費の基本報酬区分を決定する際の平均工賃月額を算出する際の計算から除外することができ。」（※平成30年7月30日付事務連絡「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&AVOL.4の送付について」）とはっきり書かせていただいております。

【課題8について】

次に8番目の課題として、「社会福祉法人間の競争原理を導入すべきである」というご意見を頂戴いたしました。

この意見に関してですが、平成30年度4月からの障害福祉サービス等の報酬改定において、専門性の高い支援を実施できる体制を整えている事業所を適切に評価するための加算を創設したり、あるいは就労系のサービスにおける一般就労に移行後の定着実績や工賃の実績に応じた報酬体系を構築したりするなど、サービスを総評価する報酬体系としております。

また、今年度においても次期の報酬改定に向けて障害福祉サービス等報酬改定検討チームというものを開催し、有識者の方のご意見を踏まえながらサービスの質に関する調査研究を行うなど、サービスの質を報酬体系に反映させる主本について検討を行っているところでございます。

今後とも皆様方から、ご意見を頂戴しながら施策を推進してまいります。以上でございます。

○参議院議員 木村義雄

どうもありがとうございました。

この問題ですが、これでおそらく皆さん方も今の説明聞いて「わかりました。結構でございます。」というわけにはなかなかいかないかと思えます。

私も発言させていただきませんが、せっかくの機会ですので、出席者の皆さんもこういう事してくれと言う意見がございましたら、是非ご発言いただきたいと思えます。

私が特に取り上げたいのは5番目の課題です。

障害者が就労した場合に、障害基礎年金が打ち切られる問題がある。

今、老齢年金の方で支給時期を70歳まで引き上げたらどうか、働ける人はもっと働いたらいいと、こういう事が言われています。

この様な状況の中で、私としては、障害基礎年金の場合には、やはり上乗せで良いのではないかと思っています。今の障害基礎年金の支給金額は、一級にしても二級にしても凄く低い。という二級は一級に、一級は10万円位にするのが最低必要なはずなのに、非常に低い水準で抑えられているのが長年の課題です。

ですから、そういう課題の中で障害者が就労した場合には、本当に働ける方々にはもっと働いていただくことが必要です。それから一方で、障害者本人は働けないので、お父様お母様がお手伝いをするケース、つまり障害者本人はただ座っているだけで、実際にはお父さんお母さんが仕事をしているというケースも無きにしもあらずなんです。

先ほど今井絵理子先生も言われていましたけれども、「親がいなくなったらどうするんだ」と言う問題と合わせて考えると、もっともっと障害者やその家族が安心していけるようなシステムにするべきです。

今、役所の方では障害者の雇用率、法定雇用率の問題で大騒ぎです。障害者雇用は今非常に重要な局面を迎えています。ですから、この問題をしっかりと取り上げてですね、基本的には（障害基礎年金は）「所得保障」の考え方で、それで（就労による）プラスアルファ部分は所得の上乗せができるような仕組みにしなければいけません。一生懸命働いたのに、逆に障害基礎年金が減ってしまったというのは問題があると…このように思えてなりません。

それからですね、（6番目の課題として）地方特有の障害者支援の問題で移動距離が膨大である、という課題もありました。

移動の支援でまだまだ手当が薄い現状があります。例えば、ヘルパーの方が障害者の方を車に乗せて移動したら、ヘルパーとしての勤務時間にカウントしな

いケースもあります。馬鹿げた制度になっている点もあるので、この辺のところもしっかりと、障害者の移動に関してはヘルパーさんが自分の車で運転して移動しても良い制度にする。これは早目に実現しておかなければならないと思います。今は最初の30分だけですね、なんか認めているようですね。

本当に緩和を小出しにして、役所は相変わらずケチなことを言っているんです。その辺について、私は現実に必要なものであれば、もっと拡大していくべきだと思います。基本的には、ヘルパーさんが障害者の為に運転するものは、サービスとして認めるべきだとこのように思えてならないです。

それから7番目の課題で、人工透析をしている方は（特例措置により、平均工賃の算定基礎額から）「除外できる」と厚労省が言いましたよね？これ、「除外できる」って、「除外することができる」と書いてしまうと、役所によっては『除外することができるけど、除外しなくても良い』と運用する役所があるんじゃないの？

だから誤魔化しを推奨する書き方よりも、もっとはっきりと「除外する」という…明確な書きの方がよっぽどいいんじゃないの？

相変わらずの霞ヶ関文学の、一番初歩的な誤魔化し…だと思うんですね。誤魔化さないようにして欲しいと。

○厚生労働省 源河真規子（厚労省 健康保健福祉部 障害福祉課長）
先生がおっしゃる通り「除外する」です。

○参議院議員 木村義雄
あんた「できる」って言ったじゃない。

○厚生労働省 源河真規子（厚労省 健康保健福祉部 障害福祉課長）
文章はすることが「できる」となってるんですが、私達の思いとしては「する」なので、ちゃんとそこは徹底したいと思います。

○参議院議員 木村義雄
じゃあそれは書き直すわけね？

○足高慶宣
（厚労省に対して）それやったら書き直してください。
県庁とか実際に現場に直接携わる役人さん、あなた方やなくて。
読み方は、彼らが勝手に読みますよ？「除外することができる」って書き方やったら木村先生がおっしゃったようなこと（現場運用）になるし、もし「(除外)

する」と本省が思っておられるのであれば、そう書いていただかんと、徹底しませんよ。

○厚生労働省 源河真規子（厚労省 健康保健福祉部 障害福祉課長）
わかりました、訂正させていただきます。

○参議院議員 三原じゅん子
それでは、途中で申し訳ございません。
新たにご出席いただきました国会議員の後藤先生、舞立先生、大串先生、一言ずつ自己紹介をしていただいてもよろしいでしょうか？
よろしく願いいたします。

○衆議院議員 後藤茂之
長野県4区の選出の後藤でございます。
今も聞かせていただきましたが、制度について伺って、お話を聞かせていただいて具体的な成果を引き出すことは非常に意味があると思います。
これからも宜しく願いしたいと思います。

○衆議院議員 大串正樹
遅滞して申し訳ございません。
兵庫6区伊丹宝塚選出の衆議院議員の大串正樹でございます。
皆様の声をしっかりと聞きながら、制度に反映させていきたいと頑張っておりますので、宜しく願いいたします。

○参議院議員 舞立昇治
参議院鳥取選挙区から鳥取島根選挙区に変わりつつある舞立と申します。
今日は、あすなろ会の相沢理事長も御出席と書かれていたので来させていただきました。鳥取県であすなろ会は、本当に凄く頑張っておられます。
木村先生、浜田先生、平沢先生をはじめとしてですね、ひな壇の先生方のお力を十分に発揮していただけるよう、私も精一杯応援していきたいと思っておりますし、しっかりと勉強して、皆様方のお役に立ちたいと思っておりますので、どうぞ宜しく願いいたします。

○参議院議員 三原じゅん子
ありがとうございました。
それでは木村先生、続きをよろしく願いいたします。

○参議院議員 木村義雄

では、どうでしょうか？

皆様方から、今の厚労省の回答についてご意見を伺いたいのですが。

○参議院議員 三原じゅん子

はい、それではマイクの方そちらに…

○藤澤敏孝（社会福祉法人三和会 理事長）

群馬から来ました藤澤と申します。

笹川先生がいるのでなんだか心強くなりました。

先ほど木村先生から、障害者の賃金のお話や、障害者雇用で役所があたふたしているというお話がありました。

障害者の賃金を上げるために障害者優先調達推進法と言う法律が出来て、それで行政の仕事を障害者が請け負って、しっかりとした良い仕事を、そして賃金を高く出来たんだと思うんです。けれど、その部分でも行政に、障害者雇用と同じように数字に誤魔化しがあると思うんですよね。

今まで推進法が出来る前から社会福祉事業団や社会福祉法人から障害者が請け負っていた仕事を、この推進法ができたことで、（給与水準が高い行政から請け負ったり、行政に高い価格で物品を購入してもらうことになり）俺たちはこんなに水準が高いんだとか誤魔化されているんですよね。

だから私達としては、これをきちんとチェックしていただきたい。誤魔化しはいけないんだという、障害者雇用と同じようなチェックをしていただければと思います。

先生、宜しくお願いします。先生の活躍は影ならず、見て感謝しておりました。

是非この行政の誤魔化しを調査できるような、表に出すような政策をとっていただいたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

○参議院議員 三原じゅん子

はい、ありがとうございます。

ではそちらにマイクをお願いします。

○山下三成（NPO 法人めぐみの 理事長）

葛飾区から来ました山下と申します。

私は今、東京で就労移行支援っていう事業を行っています。

以前は北海道の方でやっていましたが、この世界は自分の肌に合わんと思っ

て、北海道の事業を若者達に全て預けて、暖かい東京の方に逃げてきたんです。

東日本の震災があった頃には川崎におりまして、あの揺れを見て、自分はこのままでいいのかなあ？年金はもらえるし金もってるからまあいいか、と思ったんですけれども。ただ、その前に自分にボケが来るという風に思いまして、どっか一番安全な場所にと東京都を回ったんですが良い場所がなく、一番危険な場所ってことで来たのが実は葛飾なんです。

当初は葛飾っていう字が読めませんでした。面白かったのは、葛飾に新宿と鎌倉があるってことでこれは面白い国だなと。ただ、私は（葛飾から）江戸川渡ったら松戸、松戸の高台は絶対に間違いないと感じたので、葛飾を渡れば災害時にも逃げられるという判断をして、松戸の一番安全なところに1番目の施設を作りました。

それから新宿（にいじゅく）二丁目にも施設を作ったのですが、何を目的で作ったのかと言うと、養護学校から子供が来ます。

けれど、養護学校から来た子どもと言うのは、施設に預けられたらそれで終わりなんです。ペアはないです。それは仕方ないです、先生たち忙しいですから。次から次へと新しい子供たちが施設にまわってくるんですよね。ですから、これは駄目だなと思い、北海道の若者達に対して「お前ら就労移行支援施設をつくれ」と指示をしました。

けど北海道からは、「それだけはやめてほしいと、それやるなら会長、復帰してほしい、それをやったらはっきり言って自治体と社会福祉法人に潰されちゃう」と言われてやめました。

けれども現実に松戸の河川敷の畑を見たたん、これはTPPが成立したらこれは焼け野原なると思い、ここにファームパークを作ろうと考えたんです。ようするに、障害者と老人と、全ての人たちが集まる憩いの場を作ろうという考え方を持って話をしたんです。私、その時は株式会社を持っていたもんですから、農業委員会さんの方からけんもほろろに、という経緯でございます。

そういう流れの中の話ですが、話長くなりましてごめんなさい。

私ちょっと勉強不足なんでございます。世間の流れは、はっきり言って今年の4月1日以降、就労継続B型と就労移行と言うものになっています。

けれど、私は、B型は絶対やらんぞと心に決めていたんですね。何故かと言うと、「B型をやるのが、障害者の人生を駄目にしてしまう。」と自分の心の中で戦っていたんです。ですから、B型の子供でも、絶対社会に出られるチャンスを作るという信念を持っていました。

社会福祉法人から卒業してきた子供たちを預かってみて社会に出してみても、それをやってる時に何を感じたかと言うと、その子供たちの親がないんです。若者たちに親がないので、やっぱりトラブルを起こして子供のうちから預か

ることになる。これでは駄目だということで、子供の教育から行っていこうとしています。

今ですね、B型について、(人工透析利用者の工賃分を) カウントしないという話が出ました。どこまでがカウントしないのか、私は聞き取れなかったんですけどね、B型の子供の稼ぎが悪かった、そうしたらはっきり言って(現在の報酬基準では) B型の施設って運営難しいですよ。

それから就労移行支援の場合、3割カウントです。就労移行支援で3割の人間を毎年社会に出すなんて不可能に近いと言えます。でも、これが出来なかったらはっきり言って就労移行支援の経営は成り立ちません。

今の日本は治安国家です。日本の国でなぜ犯罪が少ないかと言うと、障害を有する子供たちを保護するか、確保するかしているからです。だからと言って、誰でも集めればいいわけではないと思います。そういう子供たちを、いかに教育をして野放しにしないかということが重要です。施設に通わせることでその子供たちは勉強して、保護されて、認められるんです。認められるからこそ、犯罪が抑えられます。あの子たちを見放したら、犯罪を起こします。

こういう問題に対して、施設の運営側の立場としては、働けない子に対してはB型の利用をはっきりと利用を断ることもあるんです。B型は、働けない子供は駄目です。現実には色々探してみましたが断られました。

ですから、その子を(そのまま社会に) 放していいんですか? ということなんです。その辺をお考えいただけたらなと思います。

○参議院議員 三原じゅん子

はい、ありがとうございます。

他に手が上がっておりますが、一番右側の方から…

○武田敬一(社会福祉法人柊の郷 職員)

千葉県の施設で、知的障害者様の運営に携わっております。

一言現場からお話しさせていただきたいと思います。

前回の様々な課題について行政の方に回答していただいたので、新たな問題を指摘させていただきたいと思いますが…

○参議院議員 木村義雄

新しい問題でしたら、次でお願いします。

○参議院議員 三原じゅん子

では、次の方どうぞ。

○寺嶋章郎（柵の郷柵会 会長）

奈良の柵会と言う保護者会から来ました寺嶋と申します。

3番目の課題の「施設入所に伴う寄付金の強要の問題」について、具体的にお話をしたいと思います。

私柵会と言うのは3代目の会長させていただいています。

柵会の初代の会長が足高さんと1999年にお話をされたのはもう19年前になります。私たちの初代会長が、施設入所の時に寄付金を取らないで欲しいと、そういう運営をして欲しいと要望させてもらって、施設開所して18年になります。初代会長は亡くなりましたけども、今も柵の郷では入所についての一時金、寄付金とかを取っていません。ずっと約束を守ってもらっています。

それで、今年の6月なんですけれども、個別に具体的に県の名前を言ってもよろしいですよ？いいですか？

○参議院議員 木村義雄

時間を短くお願いします。

○寺嶋章郎（柵の郷柵会 会長）

昨年6月に柵会で千葉県の方に行かせていただきまして、県の担当者に対して「千葉県で、施設の入所の時に100万単位のお金を徴収している。寄付と言う名目でしている。これに対して、県の方で調査して欲しい」と求めました。

なぜ調査して欲しいかと言うと、その集めた金の一部を、施設長とか、あるいは施設の理事長とかに対して、上納しているという風に私は伝え聞いたんです。それはおかしいと違うんかと。

私たち柵会は、そういう問題で更に昨年8月に本省の障害福祉担当のところへも申し入れをさせていただきまして、本省の方から千葉県へ助言と言うことで話をさせていただきました。

しかし、その結果として、県庁の方からその後のお話とか、一切ありません。

先ほど本省の方は、通知・通達を出したとおっしゃいましたが、全く現場ではそういう事は徹底なされてないんです。障害者に対する色々な虐待とかの問題がありますけども、これは経済的な虐待だと私は認識しています。

今先ほど言った（寄付金の）上納などは、やくざの世界ではないのかと…こんなことが福祉にあってはならないと思っています。

この辺を、やっぱり具体的に対応していただきたい。通知・通達で出来なければ、罰則規定を作ってもそういうのを差し止めて欲しいと思います。

現実に18年前から取らない施設があるんです。経営は出来ているはずで

どこの施設も出来るはずです。そういう努力をしてほしいし、関係省庁の方には厳しい罰則規定を作っていたいただきたいと思っております。

○参議院議員 三原じゅん子

沢山の皆様が今、手を挙げていらっしゃるんですが、まだまだこれから木村先生にお時間いただいておりますので、これからも皆様の質問にしっかりとお答えをさせていただきます。

とりあえず議員の先生方が、お帰りになられてしまう前に、次に向かう話を先に決めさせていただいてよろしいでしょうか。

これだけ皆さんが様々な質問をしていただいている。色々な課題が沢山あるということの証明だと思っております。そのことを私たち議員は重く受け止めて、こうした勉強会から一步ステップアップをいたしまして、是非、議員連盟というものを作っていきたいと思っておりますが皆様いかがでしょうか。(拍手) ありがとうございます。

そして議員連盟を作らせていただいて、沢山の議員がしっかりと考えて、皆様方と心を1つにして様々なことを1つずつ解決していく。そうしたことをこれからも懸命に頑張ってまいりたいと思います。

そしてこの議員連盟の会長は、やはり皆様方が一番頼りにしている木村義雄先生に会長をしていただくということで皆さん一任していただいてよろしいでしょうか。(拍手)

ありがとうございます。

それではこれから先、この会を議員連盟という形に格上げをさせていただき、木村義雄先生に会長になっていただき、そしてそれ以外の役員に関しましては、木村会長に一任ということでこちらもよろしいでしょうか。(拍手)

ありがとうございます。

このことを是非、皆様方にお約束をさせていただきたい。

そして、第3回目からは、議員連盟という形で皆様方の意見を解決していきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

それでは、一旦、今までのご質問に対して木村会長からご回答をお願いします。

【三原先生ご退室】

○参議院議員 木村義雄

では、役所の方で優先調達の件から…。

(※優先調達…障害者優先調達推進法に基づいて、行政が社会福祉法人や障害者等から物品等を優先的に仕入れることを求める努力規定のこと。)

○厚生労働省 源河真規子（厚労省 健康保健福祉部 障害福祉課長）

あのいろいろご指摘を頂きましてありがとうございました。

優先調達につきましては、毎年度実績を公表しておりまして、今年度もできるだけ早く次の実績を公表したいと思っております。ただ、各省や各都道府県において取り組みにバラつきがあるのは事実でございますので、それにつきましてはあらゆるところで進むようにやっていきたいと思っております。

それから寄付金の強要とか、あるいは、事業所が理由なく利用者を手放すとか、指摘を色々いただいております。あつてはならないことですので、具体的な例がありましたら、教えていただければと思います。

また先ほど、私のご説明が不十分だったのですが、「除外する」というお話につきましては、就労B型で人工透析を受けている方等は、B型を利用する日数を増やすことはできないので、そういう特別な事情がある場合には、平均工賃月額算定をする際に除外するという意味でございます。説明が不十分で失礼いたしました。

○参議院議員 木村義雄

あと、B型が人生を駄目にするという、大変なご意見あったけど、それはどうなの？あなた方、役所としてはどう見てとれますか。

○厚生労働省 源河真規子（厚労省 健康保健福祉部 障害福祉課長）

色々なところがあると思うんですが、A型にしてもB型にしても就労移行支援事業所にしても、それぞれの利用者の方が色々な考えで選んで頂いていると思います。

ですので、B型だから人生を駄目にするということではなくて、ちゃんとやっていただいているところはやっていただいていると思っております。そういう点も踏まえて、報酬等で差をつけさせて頂いているところでございます。

○参議院議員 木村義雄

あと、皆様からのご意見あればペーパー等を出していただいて、それで受け止めさせて頂いて次に繋げたいと思います。

ただ手を挙げている方、それでは続いてくれまして、えーじゃあ 右からいきましようか。どうぞ。はい。

あの・・・まず時間最初に一番右端の方すみません。あの・・・時間が・・・あの皆さん忙しいので。是非、簡潔にお願い致します。

○武田敬一（社会福祉法人柊の郷 職員）

私がお話したいのは、親亡き後の障がい者問題についての新たな提言です。

レジュメ（平成 30 年 10 月 23 日付勉強会用レジュメ）の 3 ページの 5 番にある住所地特例に関して、制度間の不整合による問題点があることを現場で見聞きしたものですから、その点についてお話したいと思います。

私が関わっている法人は、千葉県でグループホームと生活介護を営んだものでございますが、入所稼働枠 80 名に対して東京都から 30 数名の入所様にご利用されています。

ご案内の通り、東京都には入所施設もまたグループホームですら不足している現状で千葉県に住処を見つけるしかない現状があります。

東京都からいらしている方々の報酬は、現在はここにあるような住所地特例によって東京都の各区が支給しており、千葉県の市町村の財政負担はありません。しかし、その方が一旦 65 歳になると、知的障害に対する障害の分野が高齢者の介護保険に移行することになっているために、東京都に住民票を持つ施設利用者様も、実際に利用者様の生活の場、つまり私達が所在する千葉県内の市町村で介護認定を受ける必要があります。

すなわち、この時点で今までの住所地特例が外れることになってしまうんですね。

その結果、介護保険を支給する自治体が東京都から千葉県の市町村に変更となる。すなわち千葉県の市町村としては財政負担が新たに増えることになる。この実態がどんな問題を引き起こすかという事を現場で見聞きしたものですから報告させていただきます。

私が、千葉県のある市にお伺いして担当者とお話しているときの事でございますが、担当者様はこんなことを話されておりました。「市としても知的障害者の入所施設は建設を許可したい。しかし、将来他府県から千葉県以外の利用者様が 65 歳になると、その市町村での高齢者介護保険の予算が膨れてしまう。そのことを考えると障害者施設の建設は認められない。」という風におっしゃっていました。

これが実態であります。このように住所地特例に関する介護保険と障害福祉サービス間の不整合が施設建設の拒否・不許可、あるいは、利用者様受け入れの拒否に繋がるということが見えてくる訳です。

高齢者知的障害者の方は住所地特例が適応されなくなると、次の住処がなくなってしまう可能性があるかと、こういうことを非常に問題として考えました。

レジュメにもありますけれども平成 23 年から 28 年にかけて高齢知的障害者の方は 9 万人も増えている（現状）の中でこれから減ることは絶対無いわけですから是非行政の方々には、この実態を踏まえて調査確認をしていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○参議院議員 木村義雄

大変重要なお指摘、ありがとうございました。

では次の方、お願いします。

○白井昭光（社会福祉法人茶の花福祉会 施設長）

埼玉県の入間市、狭山市、所沢市、川越市等で社会福祉法人を展開しております。前回も勉強会に参加させていただきました。茶の間の福祉会の白井と申します。よろしく申し上げます。

前回、今回の8番目の課題について意見を述べさせていただきました。

先ほど厚生労働省の方からご回答いただいた中で、専門性の高いようなところに加算をつけていくというお話をいただきました。そこで、個々の部分で専門性の高い捉え方の基準について、どういった基準で捉えていくのかという点を教えていただきたいと思います。と思っております。

そして、私共の法人の特徴として、受け入れ先のない障害者の方を受け入れる。特にどこの事業所も断られてしまって、受け入れ先がないのでなんとかなりませんかという事業所が沢山あります。色々な事業所で、そういう大変な人は受け入れられない。断るところは、しっかりと利用を断っています。

そういった状況の中、私共も定員が一杯なのでどうしたらいいかなというようにいつも課題にぶち当たります。そういった中で、障害福祉サービスの枠外で措置制度っていうものを作って、サービス外で受け入れをしたりとか、そのような実績をかなり上げていると思うんですが…。ただ措置的なことをやればやるほど、頑張っって重い、困っている方を受け入れれば受け入れる程…なんでしょう、得がない。

現実的に、別に得を目指してやっている訳ではないのですが、そういう自立のサイクルを作っていくにしても、自立のサイクルを進めれば進める程、事業所の運営が厳しくなったりして、これも現実的な話かと思っております。

このような中で、受け入れ緊急性の高い利用者（＝重度障害者等）を受け入れているところ、そういった事業所にどう着目していくか、どう実態調査していくのか。こういった点をしっかりと検討していただきたいと思います。非常に切に思っています。

○参議院議員 木村義雄

では、大川さん。

○大川豊（大川興業 総裁）

私、大川興業の大川と申しまして、日頃は江頭 2 : 50 が世間に迷惑をかけて申し訳ございません。(笑い)

場を和ませて、ちょっと一言言わしていただいている訳ではありますが…。

実は大川工業は、世間のお笑いの世界が今エリート状態なので、引きこもりや不登校の子も受け入れて、0 円からお笑いをスタートできるようなことを活動しています。

その中で、地方活性化ならびに西日本豪雨、熊本地震、東日本大震災の復興支援を、知的障害者施設を中心に佟さんの協力をいただきまして、させていただいております。

多分、国内外の知的障害者施設の現場を行っているのは私ぐらいではないかなと思っているので、発言させていただきます。

IQ の問題ですが、知的軽度の知的障害者施設、ヨーロッパでは IQ70 で切ったりしてしまっていて、実は日本にはかなり多くの軽度の知的障害者の方がいらっしゃるかと思います。実際に日本では、その方が刑務所に入出入りするということも起きているかと思います。

実は、何故この話をするかという、ヨーロッパの方では、軽度の知的障害の方が重度の知的障害の方を支援するとか、いわゆる皆さんが親御さんが亡くなった後も皆で面倒を見ようよ、という活動もされている場所がございます。

オランダの場合は、IQ75 から 80 の方を境界知能者数としており、要するにグレーゾーンとしています。グレーゾーンの場合どうしているのかという、自己申告制にしています。その中で、我々はちょっと仕事ができないんだけど、仕事をさせて下さいってことでなにか仕事をしてもらう。そして、最低賃金に満たない場合は国が援助する仕組みになっています。

刑務所に入出入りして、裁判で経費を使い、警察の方にお世話になるよりも、ちゃんと仕事があつてさらに最低賃金も保証されるシステムの方が、遥かに今の高齢化社会の日本には向いているのではないかなと思っています。ですので、1 番の知的障害者数の基準を (IQ の) 数値として決めて、そしてそれに合った職業訓練をしていただきたい。

北米で言われました。日本はゲーム大国だから知的障害の方が、ゲームはやられているのかと。なぜかという、実はですね、知的障害の方は集中力が凄く、ゲーム感が強いんです。今アメリカでは、E スポーツで何億も稼いでいる方がいらっしゃいますが、実は表には出てないですけども、その中に軽度の知的障害の方も活躍されています。

ですので、日本でもそういったことが出来るのではないかとということで、木村先生ならびに厚労省の皆さん、警察庁、法務省の皆さんに、是非この問題についてお答えいただければと思います。

ありがとうございました。(拍手)

○足高慶宣

質疑の最中ですが、高村正大先生、安藤高夫先生がお見えでございます。
一言ずつご挨拶をお願いします。

○衆議院議員 高村正大

高村正大です。

一生懸命ですね。皆さんの話を聞いて、勉強して、どういうことをお手伝いしていくのがいいのか考えたいと思いますので、是非色々な意見を聞かせてください。宜しくをお願いします。(拍手)

○衆議院議員 安藤高夫

東京比例の安藤高夫でございます。

今、国の医療の方でも地域包括ケアということが叫ばれておりますけども、高齢者だけでなく、これからは障害を持った方、小さなお子様や精神疾患を持った方を含めてですね、良い街づくりを作っていくことが大切であり、全ての方々に当てはまるかと思えます。

どうか宜しくご指導のほどお願い申し上げます。(拍手)

○足高理事長

ありがとうございます。

それと、伊藤慎太郎先生が先ほどお見えになられたんですけれども、ご多用の為、退室されております。ありがとうございます。

○参議院議員 木村義雄

では、そちらのもう一方をお願いします。

○高森雄登（就労継続支援 B 型事業所スタジオプレアデス 理事長）

静岡県焼津市で、スタジオプレアデスという B 型事業所を中心に、相談支援等もやらせていただいております。高森と申します

自分の事業所では、個人的に特別支援学校で長く務めたり、ホームレスの方の支援をしたり、タレント支援っていうことを長く続けてきたこともあり、そういったことをお仕事にできるような事業所を目指しています。

そうしているといろんなところが見えてくるんですけど、さきほどの工賃の文言もそうですし、事業所の競争原理がもっと進んだらって話もそうです。それ

から、生活の将来の保障という面もそうですけれども、やはりそれらの大きな元になっている原因としては、障害者ができることを低く見積もられているというところにあると思っています。

先ほどのB型事業所に入れるとダメになってしまうというご意見も、実はそこに関係あると思っておりまして、彼らにできることは実は結構あるんです。

(特別支援)学校で、そのような子供達が色々なことができる、あるいは伝統工芸で世界を目指して実際にタイトルを取ったりしてきました。集中してその方に合った支援をする、そしてどんな仕事も小さく切っていけば、単純作業になる。その2つをうまくやっていると、あらゆる仕事に彼らの活躍の場があり、そして高い工賃を稼ぐことができます。

しかし、実際にはB型に入った途端、単純な袋詰め作業がずっと続く。でも事業所も悩んでいます。本当はプロを入れて、プロのデザインを入れて、プロの売り方を入れてもらって、大きく出していきたいのに、現場はギリギリで働いてっていう状況でなかなか勝手に困ると聞いています。

是非ですね、各都道府県で本当は高い工賃を取らせてあげたいという事業所が沢山ありますので、その事業所を支えるような専門チームができて、各地に出かけてその事業所のために色々なものを生み出していく。そういったサービス利用できるものができれば、沢山の給料を貰える障害者の方が増えるのではないかなと思っています。

あと自分自身、相談支援の仕事をしていると感じますが、まず相談支援事業所の報酬がすごく少なくてですね。今どんどん辞めていく事業所が増えていきます。ところが、この相談支援事業所を利用しないと障害福祉サービスを使えないことになっていますので、順番待ちが生まれています。それも本当に大きな問題だと思っています。

また、(サービス利用を)断られる障害者が非常に多いです。

ここの事業所でサービスを受けたいけれども、定員が満員ではなくても、この方は働けないから断られます。自分の事業所も、そういった他の事業所に断れた人達ばかりを受け入れて非常に苦労したのですが、今では皆さん他の事業所の5倍ぐらい稼いでいます。それだけ出来る仕事があるということなんです。映画に出てたり、テレビに出てたりしています。

いずれにしても様々な収入の取り方を私たちも考え、それをサポートする方法が出てくるといいなと思っています。以上です。

○参議院議員 木村義雄

ありがとうございました。

それでは今の4人の方々からのご意見に対して、関係省庁からご回答お願い

します。

ただ、せっかく財務省の主計官にも来ていただいていますし、警察庁の方々もまだご発言されていないと思いますので、まずは一言あればどうぞ。

○財務省 関口裕司（財務省 主計局 厚生労働係 主計官）

本日は大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

しっかり厚生労働省と連携とりながら、皆さんの思いに応えられるようにやっていきたいと思えます。

○参議院議員 木村義雄

来年の予算楽しみにしています。（笑い）

○警察庁 中山仁（警察庁 刑事局 刑事企画課 刑事指導室長）

警察庁でございます。

さきほど軽度の方が、重度の方のお世話をされるとか、あるいはEスポーツといたお話ございました。

なかなかそういったことと、その警察のお世話に、というところの関係というのがですね、私共も知見のほうがございます。ただ、やはり色々な方がご活躍される場があるということは良いことだと私共も受け止めております。

○大川豊（大川興業 総裁）

現場の警察官の方から、「毎回同じ人が万引きしちゃうので、本当は知的障害なんじゃないかなっていうのを思って警備したりしています」といったことを伺っていましたので、そういったこともちゃんと情報として上がって共有できると良いんじゃないかなと思っています。ありがとうございました。

○参議院議員 木村義雄

累犯の人さ、刑務所出たり入ったりさしてさ、治るの？

それは何か工夫しないと、矯正局の方も大変だろうしさあ。

累犯の人たちは、別な方法をもって、更生の方のウェイトをもっと締めるとかで、その辺りはどう考えているんですか？

○法務省 中川忠昭（法務省 矯正局 成人矯正課長）

矯正局でございます。

新入受刑者という観点で数字を見ますと、大体知的障害者の方が年間の全体の
新入受刑者に対して1%程度でございます。ですので、約200名～300名ぐ

らいの方が毎年1年間に入ってきているという数字になっております。

あと、作業的に何をやっているのかと言いますと、一般の方と一緒にできる作業は一般の方と一緒にしております。また、将来に向けて窯業、いわゆるお皿を作ったり、焼き物を作るようなものもございます。そういったものも取り入れたりして集中した作業をしていただいていることもございます。

また、私どもが今考えているのはですね、農業が非常に適しているのではないかとことも含めてですね、そういったプログラムを含めて作業に取り入れているのが現状でございます。

そして引き続きまして、出所する際に、やはり保護が大切なので外側に向けて繋げていくとことも連携させていただいております。

○足高慶宣

すいません。

その話に対して保護司の方が律儀に言うんですよ。

保護司の方に対して、知的障害者はどうやこうやという講習会されてますね。あれだけのこと対応をされていて1%という統計ですか…？

(※法務省や各市町村の人権委員会が、保護司に対して、知的障害者への接し方や制度の講習会を実施している実態を受けての発言。)

○法務省 中川忠昭(法務省 矯正局 成人矯正課長)

すいません。

今手持ちの数字が、1年間に入ってくる方の数値でございます。

受刑者全体の4万5千人の内、知的障害者何名というのが今手持ちの資料でございませんので、申し訳ないです。

○足高慶宣

先ほどから話を聞いていてですね…

一番大事なのは、実態調査。実態把握していただかんと、理想的な話ばかりになっていくし、それでは意味がない。

先ほどから聞いていて厚労省の方も、寄付金の話で「指導しています」という話で止まってしまっていて、調査したんか！と。

第1回の勉強会から、1か月2か月あるんやから、多少でも調査権を持つての方々が調査したんかと。調査もしてなくて、「指導している」で止まっているんでは…誰が変わります？というのは非常に思う話。

失礼ですけど、「こうすれば、うまくいく」「こんな形が理想や」といった思いは、皆それぞれが持っておられる。その中で、私は一つの方に持って行こうな

んで思っていない。

だけど、せっかくこの場を作っているのは、自慢話の発表会ではなく、「これで困っている。これは調査したのか。これは本来あんたの方が指導するもんやろ。」そういう話をぶつけていただきたいなと思う。(拍手)
でないと変わっていかん！(拍手)

○参議院議員 木村義雄

それで住所地特例とかね、大変重要な問題出ていますので、簡潔にまとめてお話をお願いします。

○厚生労働省 内山博之(厚労省 健康保健福祉部 企画課長)

さきほどの法務省さんに少し補足ですけれども、受刑者の方の中で知的障害があるような方が出られるときに、適切な福祉サービスにつなげるような仕組みを取ってますので、そういうところもさらに進めていきたいと思っています。

合わせて住所地特例ですけれども、これは障害者のグループホームと介護保険の認知症グループホームになりますが、これは対象が基本的に異なります。

障害の場合には基本的に知的障害だったり精神障害だったりします。高齢の場合、認知症のグループホームになっていきますので、知的障害の方が認知症も併発された場合には当然、介護の方に移るということもあるんでしょうけれども、例えば知的障害による問題行動が多いといったような場合には引き続き、例えば介護保険でなくてもいわゆる上乘せとなります。ですので、少し具体的なお困りになっているケースをお聞かせいただいて、そしてどういうケースかを把握をさせていただきたいと思います。

○参議院議員 木村義雄

質問された方もっと具体的に言って、またぶつけてみてください。

住所地特例は非常に重要な問題でして、65歳以上の問題とかこれとか大きく様々な場面で影響してきますので、是非次回でも検討させていただきたいと思います。それから2番3番4番の方々の質問をお願いします。

○厚生労働省 源河真規子(厚労省 健康保健福祉部 障害福祉課長)

課題8についてご指摘をいただきました。サービスの質に関する調査研究をご指摘いただいたように、しっかりやっていきたいと思っております。

専門性の例としては、例えば強度行動障害者の支援につきまして、強度行動障害のある方を受け入れた場合の加算を平成27年度報酬改定で行い、また平成30年度でも加算の対象となるサービスを加えるなどしております。

それから、障害者ができることを低く見積もられているのではないかと、訓練として何が適当か、例えばゲームなんかの指摘もあるよというようなご指摘をいただきました。色々な場所の施設やあるいは特例子会社などを視察させていただくと、私どもが思っていなかった、こんなこともやってらっしゃるんだと思う事がありまして、障害者ができることってというのは本当に画一的に見てはいけないんだなというのはご指摘の通りだと思います。

私どもも障害者の工賃を向上させるための取り組みは色々やっております、さきほどのお話もありましたが、農福連携などにも取り組んでいるところでございます。このような色々な事例も発信していくことによって、より一層広まるようにしていきたいと思っております。

ご指摘いただきましてありがとうございます。

○参議院議員 木村義雄

あと、サービスを受けるためには相談支援を通さないといけないという話がありましたよ、これがボトルネックになっているという。これはどのような問題意識をもってますか。

それと、大川さんのIQのグレーゾーンの話についても、この辺は当局としてどう捉えているのかを教えてください。

○厚生労働省 内山博之（厚労省 健康保健福祉部 企画課長）

相談支援につきましては、今回の4月の報酬改定でもだいぶ大きく見直しさせていただいているところでございます。

まず4月以降の報酬の状況をまず見守らせていただいて、そこでまた対応させていただきたいと思っております。

○参議院議員 木村義雄

相談支援がボトルネックになっているのにおかしいんじゃないの？

1つのチャンネルが駄目だったら2つ目のチャンネルを用意するとかね。

その他に複線があってもいいでしょ。

○厚生労働省 内山博之（厚労省 健康保健福祉部 企画課長）

それぞれの地域でやはり適切な相談支援がつながっていただくということは大事ですので、当然それぞれの市町村、都道府県の障害福祉計画などでも相談支援事業所への必要数などは当然把握されていると思います。

ですので、適切に相談支援につながり、それがさらに福祉サービスにつながるように相談支援事業所については、さきほどの繰り返しになりますけれども、報

酬でもだいぶ見直しをさせていただいているところですので、また具体的な状況をお聞かせいただければと思います。

○参議院議員 木村義雄

例えば相談支援のバイパスはないのかと、その地域で相談支援を受けられない場合もあると思いますよね。そういう場合、別のルートでアプローチできるというのがないとですね。

遠方に行かないと受けられないとか、順番待ちで受けられないとかっていうのはサービス体制としてはある意味で欠陥があるってことだからそこは直さないと。必ずここを通さないといけないっていうことではないと思うんですけど。

○厚生労働省 内山博之（厚労省 健康保健福祉部 企画課長）

当然ですね、相談支援事業所がない場合、地域にない場合などは、セルフプランを自分で立てていただいて、あるいは、お子さんの場合には親御さんが立てていただいて、自治体と相談していただくということも当然できますので…。

○参議院議員 木村義雄

そこの辺りをもっと皆さん方に分かるようにですね。仕組みとしてちゃんと伝えるような、次回でまた資料として出していただきたい。

あとIQのほうは？

○厚生労働省 内山博之（厚労省 健康保健福祉部 企画課長）

IQのところは、私どもは障害福祉サービスを所管しておりますが、教育の面や障害福祉の面やあるいは雇用の面、このあたりのまさに密接な連続性を持った政策展開というのが必要だと思いますので、今後ともこうしたところの連携を強めていきたいと思っております。

○足高理事長

あの一、もうちょっと具体的に分かりやすく言ってもらえませんか？（笑い）

IQって1つの基準やんか？数字で出してあげたら凄くわかりやすい。だけど、障害者の判定区分、判定基準ってどういうこと？

そのあたりをハッキリしてくれへんと。今まで聞いていたって、（障害者人口が74万人から）108万人に増えたといいながら、38万人しか（障害福祉サービスを）利用してないって言われているわけです。

障害者は108万人ゆうにいてるよね、と言いながら、残る70万人はサービスの対象外？

○厚生労働省 内山博之（厚労省 健康保健福祉部 企画課長）

108万人の数は、しずらき調査等による知的障害者の数で出さしていただいているもので、先ほど申し上げた38万人というのは、現に障害福祉サービスを受けてる方です。

当然ですね、障害福祉サービスを受けられるかどうかは、障害福祉サービスを受けれるかどうかという基準で判断をさせていただいておりますので、IQと一律に連携をするものではないという風に思っています。

例えば現状でもIQが80、90ある方でも、発達障害などがあって問題行動などがある場合には、障害福祉サービスの対象となっておりますので、そこは障害福祉サービスの対象者ということと、さきほどの108万人とは直接の連携はないと思っておりますし、これはまた別の分野ですと、障害基礎年金を貰っている方は、別の基準でまた捉えさせていただいておりますので、そこはまた人数は変わってくるというのが現状だと思っております。

○参議院議員 木村義雄

今井先生、高村先生、あと何かご意見よろしいですか？

今日は貴重なお時間割いていただき、わざわざここまで来ていただいて本当にありがとうございました。

実はですね。先進国の障害者の数っていうのはだいたい人口の2割って言われています（※知的、精神、身体、発達障害+潜在的な発達障害者等の数）。

そうなるとですね。日本でいうと1億2700万人ですから、2500万人ぐらいいてもおかしくないんです。しかし、レジユメの資料でいうと大体1000万人いるということになっています。（※知的、精神、身体、発達障害の合計数）

実際は1000万の2倍半くらいいるんじゃないかと。この辺りは今の話と同じで、どういう方々をサービスの対象にするかとか、どこまでの範囲でやるか、とこういうことに繋がっていくわけでありまして。

いずれにしてもこの障害者問題は、特別な方々の問題ではなくて、本当に身近にいる方々、もちろん家族も含めてそういう方々の問題である訳でありまして、国として本当に真剣に取り組んでいただかないといけない。特に先程から話がありましたように、「親亡きあとの子供たち」の問題は本当に喫緊な課題であり、様々な問題と共に、長期的にしっかり取り組んでいかないといけない大切な問題であると思っております。

今日はもう時間となりましたのでまた次回となりますが、今度は議員連盟という形で3回目からスタートさせていただきます。

より一層、皆様方のご意思やご意見やご希望がこの場に反映するようにして

いきたい。今日言い足りなかったそんなことも沢山あると思います。

それは是非メールとかなんかで、足高さんのほうに送っていただいてですね、もっともっと議論が濃密になるような仕組みを作って取り入れて行きたいと考えています。

最後に1つだけ。

○柴崎久美子（上総柵会 会長）

障害者の子を持つ母親です。

同じく障害者の子を持つお友達からお手紙を預かってきたんですが、今日は読み上げる時間もないと思うので、一言だけ言わせていただきます。

東京に住む私の友人も、自分の子供を千葉県の施設で預かってもらっています。けれども、そちらの施設ももう受け入れが出来ないので、受け入れてくれるような施設を東北地方で探すと言っています。

さっき5番（目の課題）のお話が出ました。65歳を過ぎたら、実際に住んでいる市町村の方を圧迫するっていうことは、自分の子供を受け入れてくれた他の県の方々を傷つける形になってしまう。本来であれば、東京都の方なら東京都でちゃんとそれをやってもらわないといけないし、千葉県だったら千葉県でそれをやってもらわなきゃいけない。

それを上からちゃんと言って、解決できるような状態になっていただきたいと思いますし、私たちの意見もどんどん聞いていっていただきたいと思います。すいません。時間がないのでこのくらいで宜しくお願いします。（拍手）

○参議院議員 木村義雄

ありがとうございました。

住所地特例の問題、これは非常に重要な問題であろうと思っております。

しっかりと今度の新しくスタートする議連でも取り組ませてさせていただきますのでまた期待してください。また一緒になって考えていきましょう。

皆さん今日はどうもありがとうございました。（拍手）

以上